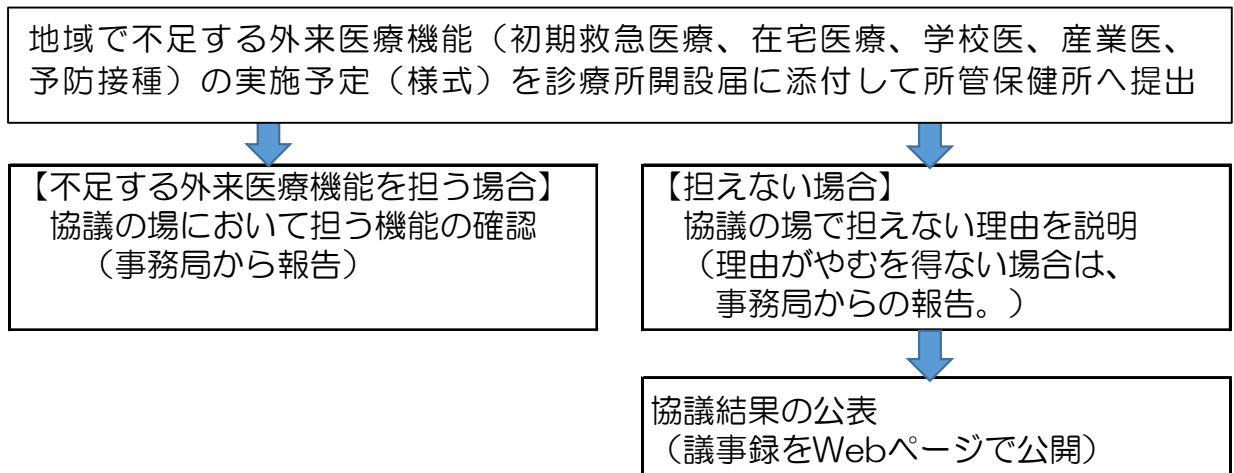


地域で不足している外来医療機能のご案内

- 本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定（令和6年3月改定）し、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療に係る取組を推進しております。
- 名古屋・尾張中部医療圏は、外来医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示す指標（外来医師偏在指標）が、全国の2次医療圏の中で上位33.3%までに該当することから、「外来医師多数区域」として設定されており、診療所を開設する新規開業者を対象とし、地域で不足する外来医療機能を担うことを求めることとしております。
- 当地域で不足している外来医療機能は、初期救急医療、在宅医療、学校医、産業医、予防接種となっておりますので、当地域で診療所の新規開業を行う際には、いずれかの機能を担っていただき、地域における外来医療提供体制の確保について御協力くださいますようお願いいたします。
- なお、地域で不足している外来医療機能に係るプロセスは次のとおりです。



※この取扱いについては、令和3年4月1日より開始します。